

令和3年2月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日(金) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階 視聴覚室

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 (欠席)
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 1名

15番 田中 正信

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 上野 貴史

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 西出 政男

書記 伊藤 正則

書記 小林 一裕

6. 提出議案

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第59号 現況証明願について

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議案第61号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

報告第9号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

13番 伊藤 宏実

14番 藤田 一元

事務局次長

只今から令和3年2月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は15番 田中委員から欠席の届出が出ております。只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言をされる場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局次長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に13番 伊藤宏実委員、14番 藤田一元委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> では、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。

整理番号54番、申請地は三国町米納津、畑、963㎡です。譲渡人は石川県羽咋市千田町 ○○さんです。譲受人は三国町米納津 ○○さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は196アールです。

整理番号55番、申請地は丸岡町八ヶ郷、田、3筆、合計面積6,642㎡です。譲渡人は丸岡町与河 ○○さんから譲受人 丸岡町与河 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は129アールです。

整理番号56番、申請地は春江町正善、田、241㎡です。譲渡人は春江町取次 ○○さんから譲受人 春江町正善 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は150アールです。

整理番号57番、申請地は丸岡町舟寄、田、509㎡です。譲渡人は丸岡町舟寄 ○○さんです。譲受人は丸岡町舟寄 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は284アールです。

整理番号58番、申請地は丸岡町舟寄、田、494㎡です。譲渡人は丸岡町舟寄 ○○さんです。譲受人は丸岡町舟寄 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は140アールです。

整理番号59番、申請地は丸岡町舟寄、田、405㎡です。譲渡人は丸岡町舟寄 ○○さんです。譲受人は丸岡町舟寄 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は616アールです。

整理番号60番と整理番号61番は交換の申請になりなす。整理番号60番、申請地は坂井町東長田、田、2筆、合計面積442㎡です。譲渡人は坂井町東長田 ○○さんです。譲受人は坂井町東長田 ○○さんと交換により所有権移転するものです。許可後の経営面積は214アールです。

整理番号61番、申請地は坂井町東長田、田、454㎡です。譲渡人は坂井町東長田 ○○さんです。譲受人は坂井町東長田 ○○さんに交換により所有権移転するものです。許可後の経営面積は113アールです。

整理番号 62 番、申請地は丸岡町一本田中、田、936 m<sup>2</sup>です。譲渡人は埼玉県飯能市大字中山 ○○さんから譲受人 丸岡町一本田中 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 93 アールです。

整理番号 63 番、申請地は丸岡町一本田中、田、3 筆、合計面積 3,935 m<sup>2</sup>です。譲渡人は埼玉県飯能市大字中山 ○○さんから譲受人 丸岡町一本田中 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 453 アールです。

整理番号 64 番、申請地は丸岡町一本田中、田、5 筆、合計面積 10,262 m<sup>2</sup>です。譲渡人は丸岡町一本田中 ○○さんから譲受人 丸岡町一本田中 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 516 アールです。

整理番号 65 番、申請地は丸岡町坪ノ内、田、433 m<sup>2</sup>です。譲渡人は丸岡町油為頭 ○○さんから譲受人 丸岡町油為頭 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 76 アールです。

整理番号 66 番、申請地は春江町沖布目、田、2 筆、合計面積 3,610 m<sup>2</sup>です。譲渡人は春江町沖布目 ○○さんから譲受人 春江町沖布目 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 1,703 アールです。

整理番号 67 番、申請地は春江町大牧、田、101 m<sup>2</sup>です。譲渡人は春江町大牧 ○○さんと○○さんから譲受人 春江町大牧 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 53 アールです。

整理番号 68 番、申請地は春江町井向、田、770 m<sup>2</sup>です。譲渡人は坂井町上兵庫 ○○さんから譲受人 春江町井向 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 143 アールです。

以上 15 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは皆さんのご意見を伺います。  
ご意見、ございませんか。

伊藤宏実委員

13 番、伊藤です。整理番号 54 番ですが、事務局の説明によると羽咋市にお住いの方が子で、米納津にお住いの方が親であるなか、子から親へ畑を贈与するのは何故ですか。

事務局

お子さんはこれまで米納津に住んでおられましたが、羽咋市に住むこととなり営農が出来なくなったためです。

濱中委員

7 番、濱中です。私の方からご説明いたしますと、当時、父親が亡くなったことを機にお子さんは遺産を相続しましたが、羽咋市へ移ることとなり、当農地（畑）の管理が出来ないことから母親に返すこととなったものです。

伊藤宏実委員

了解しました。

議 長

他に、ございませんか。  
無ければ、お諮りをいたします。  
議案第 56 号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説 明&gt; それでは、議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」、今月は 1 件です。</p> <p>整理番号 69 番、申請者は丸岡町一本田福所 (株)ファーム本田です。場所は丸岡町一本田福所、田、面積 961 m<sup>2</sup>のうち 458.20 m<sup>2</sup>、ほか 1 筆、合計面積 1,010 m<sup>2</sup>のうち 500.96 m<sup>2</sup>を農機具格納庫の建築として転用するものです。</p> <p>以上 1 件、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議 長	<p>この議案につきまして、現地確認に行かれた委員並びに地元委員のご意見に移りたいと思いますが、整理番号 69 番は 1 番 本田委員の関連の申請でありますので、本田委員は退席をお願いします。</p> <p>(本田委員：退席)</p> <p>それでは、現地確認の報告をお願いします。ただ、15 番 田中委員が欠席されているため、現地確認につきましては事務局よりお願いします。</p>
局長	<p>それでは、田中委員からご意見を頂いておりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>本案件は、(株)ファーム本田からの農機具格納庫建築の申請であります。建築面積は 184 m<sup>2</sup>、木造平屋建てです。場所は現在の農機具格納庫の南側に隣接して建築する予定で、南側の地境には L 型擁壁を布設することです。また、雨水等は U 字可変側溝で受け、既存格納庫の敷地内側溝へ流し、西側排水路に排水する計画とのことです。何ら問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いいたしますとのことです。</p>
議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺いますが、本田委員に替わりまして、私の方から報告をいたします。</p>
森会長	<p>今ほど、局長の方から話があった訳でございますが、何ら他に問題がないということでもありますので、よろしくをお願いいたしたいと思えます。</p>
議 長	<p>それでは、皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>なければ、お諮りをいたします。</p> <p>議案第 57 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>&lt;各委員&gt; 異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>ここで、本田委員の入室を認めます。</p> <p>(本田委員：入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説 明&gt; それでは、議案第 58 号、農地法第 5 条の規定によります</p>

許可申請の意見審議について、今日は7件ございます。

整理番号70番、所有権移転の申請でございます。譲受人は丸岡町一本田福所(有)東新開発不動産、譲渡人は京都府京都市西京区下津林六反田〇〇さんです。場所は丸岡町城北6丁目、地目は登記田・現況畑、面積165㎡に建売住宅を建築するため転用するものです。

続いて、整理番号71番、所有権移転の案件でございます。譲受人は福井市丸山2丁目〇〇さん、譲渡人は丸岡町羽崎〇〇さんです。場所は丸岡町羽崎、畑、161㎡に住宅を建築するため転用するものです。

続いて、整理番号72番、使用貸借権の設定でございます。借人は春江町中筋〇〇さん、貸人は春江町針原〇〇さんです。場所は春江町針原、地目畑、面積406㎡です。目的は住宅建築です。

続いて、整理番号73番、使用貸借権の設定の案件でございます。(始末書の提出と内容・経緯の説明を行う。)借人は春江町西太郎丸〇〇さんと福井市本堂町〇〇さん、貸人は中国にお住いの〇〇さんです。場所は春江町西太郎丸、面積309㎡です。目的は住宅建築です。

続きまして、整理番号74番、所有権移転の案件でございます。譲受人は福井市中角町〇〇さん、譲渡人は春江町中筋〇〇さんです。場所は春江町中筋、田、695㎡を住宅建築として転用するものです。

続いて、整理番号75番・76番は同じ場所なので、まとめて説明させていただきます。まず、整理番号75番、譲受人は春江町江留中 ぱんだ不動産(株)、譲渡人は春江町中筋春日〇〇さんほか4名です。場所は春江町中筋5筆、合計面積2,512㎡に宅地造成8区画を計画するものです。

続いて、整理番号76番、譲受人は春江町江留上日の出〇〇さん、譲渡人は春江町中筋春日〇〇さんほか3名です。場所は春江町中筋、6筆、合計面積1,900㎡を宅地造成6区画、計画しているものです。

また、宅地造成に併せまして、整理番号75番と76番の区画に挟まれた道路は現在私道ですが、市道認定を受けるために道路の拡張整備を同時に行います。併せて上下水道の整備は坂井市が行う計画です。

以上7件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議長

それでは、現地確認の報告をお願いいたします。整理番号70番につきましては、現地調査員であります15番 田中委員が欠席でありますので、事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、田中委員からご意見を頂いておりますので、ご報告させていただきます。

本案件は県道勝山丸岡線沿いにあります坂井市立城北児童館の東側に位置する現況畑地に建築面積72.82㎡、木造2階建ての住宅を建築する計画でございます。下水道は公共下水道に接続し、雨水排水は前面の県道道路側溝に流す計画とのことです。南北の隣接地は宅地であり、農業に影響を与えることはなく、何ら問題はないと思われまますので、ご審議の程、よろしく申し上げますとのことです。以上でございます。

議長

次に、整理番号71番と74番を17番 西端和雄委員、お願いします。

西端和雄委員

17番、西端です。現地確認の報告をさせていただきます。整理番号71番、この申請地は西側と南側が舗装道路に接する土地の北側半分が今回の転用の申請地です。南側半分は既存の農舎が建っています。計画では当農舎を解体し、転用申請地と南側の土地を合わせた中央部に住宅を建築する計画です。生活排水・雨水排水は共に南側の道路に勾配をとって

流す計画です。東側には農地（畑）がありますが、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

次に、整理番号 74 番は両側が宅地に囲まれた農地（水田）で、転用し住宅を建てる計画です。西側宅地との境界には既存の L 型擁壁があり、東側の境界については、今後、立会を行って U 字側溝等を布設する計画です。また、雨水及び生活排水については南側の道路へ流す計画で、雨水は北側の農業排水路に流すことも可の状況です。特に問題はないかと思しますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

次に、整理番号 72 番、73 番、75 番、76 番を 18 番 伊藤職務代理者、お願いします。

伊藤勉職務代理者

18 番、伊藤です。整理番号 72 番、場所は春江町針原地係の使用貸借権設定の案件は、第三種農地としての位置付けとなっています。住宅建築の転用計画で、申請地の東側と南側は市道に接しております。そこには上下水道共に整備されております。また、北側の隣地境界は側溝により区分されておりますことから、特に問題はないと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いします。

次に、整理番号 73 番、春江町西太郎丸地係の使用貸借権設定の案件は、第三種農地に位置付けられています。住宅建築の転用申請で、申請地の北側と南側には市道がはしり、上下水道共に完備されております。また、敷地の排水は南側の市道側溝に排水することから、特に問題はないと判断いたしましたので、ご審議の程よろしくお願いします。

最後、整理番号 75 と整理番号 76 番につきましては、同じ場所での同タイプの 5 条申請であることから、整理して報告致します。両案件は春江町中筋地係での宅地造成の転用計画で、用途区域内の第三種農地になっております。両案件に接している私道は現在、市道としての改良計画があります。その施工時期は宅地造成と同時施工を考えているとのことでした。その工事内容の一部ですが、上下水道整備も含むとのことでした。また、各々の北側・南側の市道にも上下水道が既に整備されているとのことでした。更に、隣接する境界は L 型擁壁等で分けるとのことでした。特に問題はないと判断いたしましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号 70 番を 2 番 高山委員お願いします。

高山委員

2 番、高山です。整理番号 70 番の申請地の境界は、40 年程前に団地造成の事業が行われ、当区画は 60～70 坪の面積で整備されました。その後、当申請地は接する道路の歩道整備等の拡張工事により面積は約 50 坪になり、売るに売れない土地で残ってきたそうです。今回、土地利用（売買）に関し、土地所有者は〇〇さんの提案する建売住宅の案を受け入れ、今回、この申請が提出されました。申請地は上下水道も完備されていますし、雨水に関しても道路の歩道部の横に排水路が完備されていますので、住宅を建てても問題はない土地だと考えますので、よろしくお願いいたします。

議 長

次に、整理番号 71 番を 16 番 中垣内委員、お願いします。

中垣内委員

16 番、中垣内です。整理番号 71 番の案件につきましては、現地確認されました委員さんの説明のとおりで、周辺への影響はまったくないと思われしますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

次に、整理番号 72 番、73 番を 8 番 三寺委員、お願いします。

三寺委員	8 番 三寺です。先程、現地確認されました伊藤さんの説明のとおりで何ら問題はないかと思われまますので、2 件共よろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 74 番、75 番、76 番につきましては、地元委員であります 15 番 田中委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>それでは、田中委員からご意見を頂いておりますので、報告をさせていただきます。</p> <p>はじめに、整理番号 74 番につきまして、東西の隣接地は既に住宅が建っており、雨水は前面側溝に流すとのことです。周辺の営農に影響を与えることはなく、何ら問題はないと思われまますとのことです。</p> <p>次に整理番号 75 番、76 番の宅地造成につきましては、4 年ほど前より地元からの要望を受け、今回の申請に至っております。また、同時に整理番号 75 番、76 番の間の道路も造成と同時に市道認定を受けるための道路拡張工事も行います。市建設課並びに上下水道課とも既に協議済みであり、特に問題はないと思われまますとのことです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	それでは、皆様のご意見を伺います。 ご意見ございませんか。
濱中委員	7 番 濱中ですが、確認をさせて下さい。整理番号 75 番と 76 番の間の道路を市道認定することに関してですが、宅地造成区域内の道路拡幅部の用地は無償提供されるのでしょうか、それ以外の認定区間のところではどうなるのですか。
事務局	当道路の拡幅整備計画については、宅地造成計画区間内と併せて西側・東側の各筆の土地所有者の了解も得られており、現場には分筆後の境界杭も打たれています。また、西側・東側の各筆の用地買収及び両区間の道路整備は坂井市が行うこととなっております。
濱中委員	宅地造成計画と道路拡幅整備計画に整合が取れていることを確認させていただきました。それと、もう一つですが、東側の道路整備区間の東側の既存道路の幅員は 4.5m 程度の幅員と思われまますが、坂井市に今後の道路拡幅計画はありますか。
事務局	そのことについては確認していないので、申し訳ありません。
濱中委員	せつかく幅員 6m の道路整備を行うのですから、坂井市としては今後しっかりとした対応をお願いしたいと思います。これはあくまで確認ですので、再確認しておいて頂けますか。
事務局	わかりました。
議 長	<p>その他に、ございませんでしょうか。</p> <p>なければ、お諮りをいたします。</p> <p>議案第 58 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 59 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<説 明> 議案第 59 号「現況証明願について」、今月、6 件でござい

ます。

整理番号 13 番、出願人は丸岡町磯部新保 ○○さんです。場所は丸岡町磯部新保、登記地目畑、56 m<sup>2</sup>です。こちらの方は、昭和 48 年頃に隣接地に農作業小屋を建築しまして、それ以降、当該土地も含めて宅地として一体的に利用して、現在に至っています。

整理番号 14 番、出願人は丸岡町高柳 ○○さんです。場所は丸岡町高柳、登記地目田、140 m<sup>2</sup>です。こちらの方は、昭和 50 年頃から農舎として利用し、現在に至るとのことです。

整理番号 15 番から 18 番までの場所は同じ所に点在していますので、まとめて説明させていただきます。

まず、整理番号 15 番、出願人は大阪府高槻市大蔵司二丁目 ○○さんです。場所は三国町米ケ脇二丁目、地目畑、62 m<sup>2</sup>です。

続いて、整理番号 16 番、出願人は三国町米ケ脇二丁目 ○○さん、場所は三国町米ケ脇二丁目、13 筆、合計面積 2,075 m<sup>2</sup>です。

続いて、整理番号 17 番、出願人は三国町米ケ脇五丁目 ○○さんです。場所は三国町米ケ脇二丁目、面積 82 m<sup>2</sup>です。

整理番号 18 番、出願人は三国町米ケ脇三丁目 ○○さんです。場所は三国町米ケ脇二丁目、地目畑、92 m<sup>2</sup>です。

いずれの理由も、昭和 30 年頃から耕作が放棄されて、現在は原野のような状態の場所です。

以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

整理番号 13 番を 17 番 西端和雄委員、お願いします。

西端和雄委員

17 番 西端です。現地確認の報告をさせていただきます。整理番号 13 番は、先程の事務局の説明のとおりで、農舎の脇の一部が畑地として残っていたもので、現場を見た限りでは極々わずかな土地が農地であったということで、現況証明しても問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

次、整理番号 14 番につきましては、現地確認された 15 番 田中委員が欠席でございます。事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、田中委員からご意見を頂いておりますので、ご報告をさせていただきます。

本案件につきまして現地を確認しましたところ、2 本の市道に挟まれた土地で、昭和 50 年頃から農舎として利用してきたと、実際にトラクター等が格納されておまして、非農地として判断できるとのことでした。以上でございます。

議 長

次、整理番号 15 番、16 番、17 番、18 番を 16 番 中垣内委員、お願いします。

中垣内委員

16 番 中垣内です。整理番号 15 番、16 番、17 番、18 番は地続きになっておまして、現場は大小の雑木で、少々高台となっております。また、全体が斜面になっている状況から見まして、畑として復旧することは困難と考えられますので、地目変更はやむを得ないと思われま。以上、確認してきましたのでご報告いたします。

議 長

続いて、地元委員のご意見を伺います。整理番号 13 番を 16 番 中垣内委員、お願いします。

中垣内委員

16 番 中垣内です。整理番号 13 番は現地確認された委員さんの申され

	たとおりでございますので、ご審議の程、宜しく願いいたします。
議 長	次に、整理番号 14 番を 1 番 本田委員、お願いします。
本田委員	1 番 本田です。整理番号 14 番、こちらも現地調査された委員さんの説明のとおりで問題はないと思います。
議 長	次に、整理番号 15 番、16 番、17 番、18 番を 12 番 岡田委員、お願いします。
岡田委員	12 番 岡田です。整理番号 15 番から 18 番の三国町米ヶ脇の案件ですが、現地確認された委員さんのおっしゃられたとおりで、何ら問題はないと思われまますので、ご審議の程、宜しく願いいたします。
議 長	本議案に対する皆さんのご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。  なければ、お諮りをいたします。 議案第 59 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 59 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 61 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」の 2 議案を関連がございますので、一括して議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<説 明> 議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」、併せて議案第 61 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」、説明させていただきます。  今回、利用権設定を受ける者、借り手側は 19 名、設定をする者、貸し手側は 277 名となっております。利用権設定面積は（1）賃貸借の部、田の新規計 682 筆、1,305,513 m <sup>2</sup> 、田の更新が計 65 筆、147,564 m <sup>2</sup> 、畑の新規計 84 筆、139,766 m <sup>2</sup> 、畑の更新はゼロ、以上より田畑合わせまして計 831 筆、1,592,843 m <sup>2</sup> です。 次に、使用貸借権の部、田が計 22 筆、22,187 m <sup>2</sup> 、畑が計 1 筆、601 m <sup>2</sup> 、以上より田畑合わせまして計 23 筆、22,788 m <sup>2</sup> です。 今月は所有権移転が 1 件ございます。整理番号 1 番、所有権を移転する者は、丸岡町油為頭 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、丸岡町油為頭 ○○さんです。申請地は丸岡町油為頭、田、4 筆、合計面積 2,280 m <sup>2</sup> です。 以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	本議案に対する皆様のご意見を伺います。 ご意見ございませんか。
議 長	なければ、お諮りします。 議案第 60 号及び議案第 61 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	ご異議がないと認めます。 議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 61 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議

について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第 10 号「事業計画届出の報告について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

<説明> 報告第 10 号「事業計画届出の報告について」、今月 2 件です。

受付番号 1015 番、こちらは電気通信事業者でございます東京都世田谷区玉川一丁目 楽天モバイル(株) 基地局設置統括部部長 ○○さん、場所は坂井町東長田、台帳地目田、現況畑、面積 485 m<sup>2</sup>のうち 0.2 m<sup>2</sup>に携帯電話用無線基地局を設置するものでございます。所有者は坂井町東長田 ○○さんです。

続いて受付番号 1016 番、こちらも電気通信事業者で、坂井市春江町江留上昭和 さかいケーブルテレビ(株) 代表取締役 ○○さんが放送通信設備および無停電電源設備を設置するために転用を行うものでございます。場所は坂井町下新庄、地目田、面積 433 m<sup>2</sup>でございます。所有者は坂井町下新庄 ○○さん・○○さんです。

以上、2 件の報告をさせていただきます。

議長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後 3 時 3 0 分 議事終了)